

グリーンヒル郷原の在り方を検討するための基礎調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

グリーンヒル郷原の在り方を検討するための基礎調査業務（以下「本業務」という。）について、民間事業者の優れた提案を広く募集する公募型プロポーザル方式により、目的及び内容に最も適した業者を選定し、業務をより効率的・効果的に実施することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

グリーンヒル郷原の在り方を検討するための基礎調査業務

(2) 業務場所

呉市郷原野路の里2丁目地内ほか

(3) 業務内容

別紙「グリーンヒル郷原の在り方を検討するための基礎調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

(5) 提案限度額

8,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 プロポーザル方式の方法及び理由

民間事業者の優れた提案を広く募集するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（共同企業体の構成員を含む。以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 単独企業又は複数の企業で構成される共同企業体であること。

(2) 共同企業体に参加しようとする場合は、業務の提案、契約、実施、報告、納品等の代表としての役割を果たす代表企業を定めること。

(3) 他の共同企業体の構成員となっていないこと。

(4) 令和3～6年度呉市物品・業者委託等入札参加者等有資格者名簿の「69 建設系調査・検査・計画」又は「75 産業・観光系調査・計画」の業種に登録されていること（共同企業体の場合は、構成員全員が登録されていること。）。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(6) 呉市入札参加者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。

(8) 呉市税の滞納がないこと。

5 失格事項

参加希望者は、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。

- (1) 提案書その他の本プロポーザルに係る提出書類（以下「提案書等」という。）の提出方法、提出先、提出期限等が、本要領で示した条件に適合しないとき。
- (2) 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (3) 提案限度額を超える提案書等を提出したとき。
- (4) 本要領の提示日から当該業務委託の契約の日までの間に、呉市から指名停止等の措置を受けたとき。
- (5) 契約締結日までに再生手続が開始されたとき。
- (6) 提案書等に参加希望者を特定できる情報を記載したとき。
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

6 書類等の提出先等

事務局：呉市産業部農林水産課

所在地：〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

電話：0823-25-3316

E-mail：nourinsui@city.kure.lg.jp

7 質問

本要領及び仕様書の内容に係る質問の受付方法等は、次のとおりとする。

(1) 質問方法

受付期間内に質問票【様式1】に質問事項を記入の上、事務局に電子メールで送信する。なお、電子メールの標題は、「質問票（参加希望者名）グリーンヒル郷原基礎調査業務」とし、また、電子メール送信後は必ず事務局に電話し、受信の確認を行うものとする。

(2) 質問受付期間

本要領の提示日から令和4年9月6日（火）午後5時まで

(3) 回答方法

令和4年9月13日（火）までにホームページで公表する。なお、公表した回答等の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

(4) その他

質問受付期間以外若しくは質問方法以外の質問又は本プロポーザルと直接関連性がないと事務局が判断した質問については、回答しないものとする。

8 参加の申込

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加申込書【様式2】

イ 共同企業体構成届出書【様式3】

ウ 会社概要

様式は任意とするが、日本産業規格A4判縦1枚程度にまとめたもので、会社名、所在地、設立年月、代表者名、資本金、職員数等が確認できるものであること。なお、会社のリーフレット等でも代用可能とする。

共同企業体の場合は、構成員全員について提出する。

エ 呉市税の滞納がないことの証明書（入札参加用納税証明）の写し

(2) 提出期限

令和4年9月20日（火）午後5時まで

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。いずれの場合においても、事前に事務局に電話し、提出する旨の連絡を行うこと。

なお、持参による場合は、月曜日から金曜日まで（市役所の開庁日に限る。）の午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。また、郵送による場合は、提出期限までに必着であるとともに、配達完了が確認できる方法によること。

(5) その他

提出期限後における共同企業体の構成員の変更等は、認めないものとする。

9 提案書等の提出

参加の申込みをした者（以下「提案者」という。）は、次のとおり提案書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

	書類名	様式等	正本	副本
ア	提案送付書	【様式4】	○	
イ	提案書	任意の様式 日本産業規格A4判縦で、片面のみの印刷とすること。 文字サイズを10.5ポイント以上とすること。 頁番号を付し、頁数の上限を10とすること。 提案者が特定される情報は記載しないこと。	○	○
ウ	業務実績調書	【様式5】 過去10年間における本業務と類似した業務の受託実績を記載すること。 正本には契約書及び仕様書の写しを添付すること。	○	○ ※契約書及び仕様書の写しは不要

エ	見積書	任意の書式 日本産業規格A4判 算定根拠を記した資料も添付すること。 業務委託金額については、提案限度額の範囲内で 積算すること。	○	○
---	-----	---	---	---

(2) 提出期限

令和4年9月27日（火）午後5時まで

(3) 提出部数

正本を提出書類のアからエまでそろえたもの、副本を提出書類のイからエまでそろえたものとし、それぞれ次のとおりの部数を提出すること。

ア 正本 1部（製本せず、クリップで綴じること）

また、正本をPDF形式で保存したデータをUSBメモリ、CD-Rその他の方法で提出すること。

イ 副本 10部（ステイプラー等で製本したもの）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。いずれの場合においても、事前に事務局に電話し、提出する旨の連絡を行うこと。

なお、持参による場合は、月曜日から金曜日まで（市役所の開庁日に限る。）の午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。また、郵送による場合は、提出期限までに必着であるとともに、配達完了が確認できる方法によること。

(5) その他

ア 提案は、提案者1者につき1提案とする。

イ 提案書等を受理した後は、その加筆及び修正は認めない。

ウ 提出された提案書等は、選定の結果にかかわらず提案者に返却しない。

10 審査方法

(1) 委員会の設置

審査は、グリーンヒル郷原の在り方を検討するための基礎調査業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書等及びヒアリングにより行うものとする。なお、委員会は、非公開とする。

(2) ヒアリングの実施

ヒアリングの日時、方法その他詳細については、別途電子メールにより連絡するものとする。

(3) 審査方法

審査は、委員会の委員が「グリーンヒル郷原の在り方を検討するための基礎調査業務委託事業者選定審査基準」【別表1】（以下「審査基準」という。）に基づき審査・採点し、全委員の合計点数が高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。ただし、全委員の合計点数が満点の6割に満たない場合は、選定しないものとする。

採点の結果、1位の提案者が複数あった場合は、全委員ごとで、当該複数の提案者の中で最も高い点を得た数が多い提案者から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、2位の提案者が複数あった場合も同様の方法により次点交渉権者を選定する。

応募が1者の場合においては、全委員の合計点数が満点の6割以上の場合、優先交渉権者とする。

1.1 選定結果の公表

委員会による選定結果については、次のとおり提案者に通知する。

(1) 優先交渉権者

点数及び優先交渉権者である旨を通知するとともに、次点交渉権者の点数を通知する。

(2) 次点交渉権者

点数及び次点交渉権者である旨を通知するとともに、優先交渉権者の名称及び点数を通知する。

(3) 全選定委員の合計点数が3位以下の提案者

点数及び選定しない旨を通知するとともに、優先交渉権者の名称及び点数並びに次点交渉権者の点数を通知する。なお、順位についてはこれを通知しない。

また、ホームページで優先交渉権者の名称及び採点結果並びに次点交渉権者の採点結果を公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けないものとする。

1.2 契約手続等

呉市は、委員会により選定された優先交渉権者と提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて仕様書等の修正を行った上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は優先交渉権者が辞退し、若しくは本要領の規定に違反した等の理由により業務を受託できなくなった場合においては、呉市は、次点交渉権者と協議を行うものとする。

1.3 その他

(1) 本プロポーザルに係る提案書の作成、提出等に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。

(2) 提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報とは適正に管理し、情報漏洩及び不正使用等を行わないよう留意しなければならない。

(3) 呉市は、提出された書類を本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的に無断で使用しない。なお、呉市が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができるものとする。

(4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。

(5) 採択された提案書の著作権は、呉市に帰属するものとする。

(6) 提案内容に含まれる特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、提案者が負うものとする。

(7) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、委員会と事務局が協議して決定する。

(8) 諸事情により辞退する場合は、理由を明記した辞退届を提出するものとする。

1.4 スケジュール

項目	期限等
公募開始（本要領の公開）	令和4年8月30日（火）
質問票の受付期限	令和4年9月6日（火）午後5時まで
質問への回答期限	令和4年9月13日（火）まで
参加申込書の提出期限	令和4年9月20日（火）午後5時まで
提案書等の提出期限	令和4年9月27日（火）午後5時まで
選定委員会の開催	令和4年10月上旬
選定結果の公表	令和4年10月上旬
契約の締結	令和4年10月中旬

※上記予定は、変更する場合がある。

【別表1】

グリーンヒル郷原の在り方を検討するための基礎調査業務委託事業者選定審査基準

審査項目・審査の視点		配点	
1	提案の内容	65点	
	(1) 仕様書の「3 業務内容」の「(1) グリーンヒル郷原の現状分析と課題の整理」について、効果的なデータ収集及び分析が期待できるか。		10点
	(2) 仕様書の「3 業務内容」の「(2) グリーンヒル郷原の再整備又は新たな土地の利活用案の作成」について、幅広い視点から呉市及び地域の活性化となる取組の立案が期待できるか。		20点
	(3) 仕様書の「3 業務内容」の「(3) グリーンヒル郷原の今後の整備案についての提案」について		
	ア 実現可能な2案程度の整備案の選択に当たり、検討方法やその根拠、資料等の提供など相当な説得力が期待できるか。		15点
	イ 「ア ゾーニング案等の作成」における実現可能なゾーニング案の作成及び必要な概算金額の算出等が期待できるか。		10点
	ウ 「イ 資料、図面等の作成」における的確な資料、図面等の作成が期待できるか。	10点	
2	業務遂行能力	25点	
	(1) 担当者等が適正に配置されており、業務全体を円滑かつ確実に遂行できる業務実施体制がとられているか。		10点
	(2) 本業務を着実に実施できるスケジュールになっているか。		5点
	(3) 本業務の円滑な実施が期待できる実績等があるか。	10点	
3	見積金額 積算に妥当性があり、かつ経費の抑制など収支面で工夫があるか。	10点	